

佐賀県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年六月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

(一) 伊万里市大川町駒鳴字水穴四二五七の二、四二五八の一、四二六〇の一、四二六三、四二六四、四二六八から四二七一まで、四二七四の一、四二七四の四、四二七四の五、四二七四の一三、四二七五、四二七六の一、四二七九、四二八〇、四二八一の一、四二八一の二、四二八二、四二八四から四二八六まで、四二九二の三、四二九二の四、四二九三から四二九五まで、四三一〇、四三一四の一、四三二四の一、四三二五の一、四三二六の一、四三二六の二、四三三二の一、四三三五の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

(一) 西松浦郡有田町古木場字上古木場甲一一〇一、甲一一一〇、甲一一一一、

甲一一一五、甲一一一九、甲一一二二の二、甲一一二三

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)